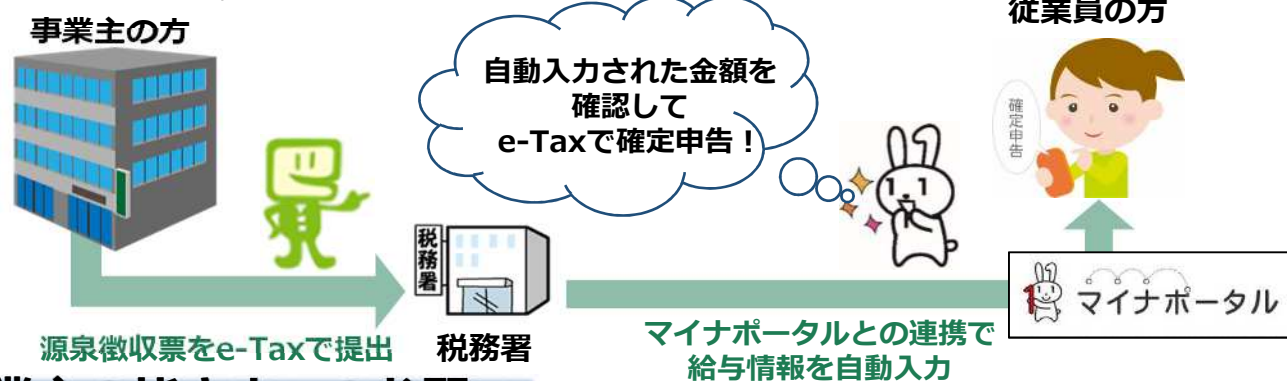


事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



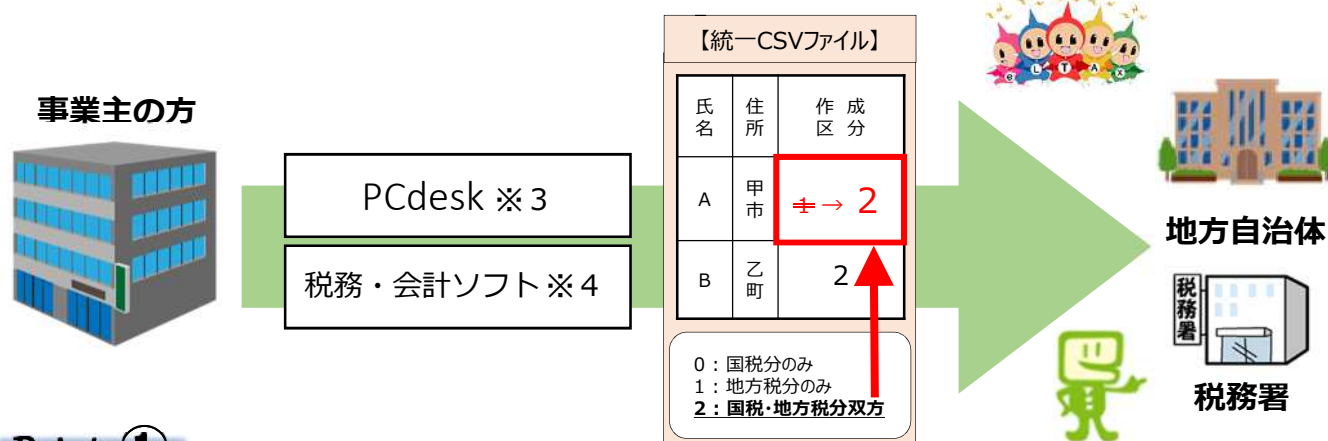
e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！



国税庁 法人番号7000012050002

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！※1,2



Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

Point ②

「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。



※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

（源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。）

※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

詳しい内容は、QRコードをご確認ください。

※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

